

登録に関する注意事項

1. 一胎子犬登録は両親犬ともに本会に登録があることが必要です。もし両親犬のいずれかが未登録の場合は同時に登録を申請願います。
2. 犬舎名は必ず繁殖者が本会に登録している犬舎名を用いなければなりません。未登録の方は同時に申請願います。
3. 出産後3か月以内に申請するのが原則です。子犬の新しい持主に速やかに血統証が渡せるように早めに、申請して下さい。
4. 登録料は子犬1頭につき2,000円＋消費税ですが、3か月を過ぎて申請するものは1頭につき4,000円＋消費税になります。
5. 一胎子は登録申請当時生存している子犬を全部登録しなければなりません。後日の追加申請はできません。
6. 一胎子犬登録は繁殖者でなければ申請できません。繁殖者とは両親犬交配時の牝親犬の犬籍簿に登録されている所有者のことで、牝親犬が繁殖者の名義になっていないときは名義変更の手続きをして下さい。

コリーの毛色

- a) セーブル(S) …… からだの大部分が茶かっ色で、通常はくび、胸、足、尾端に白色の部分があります。
- b) トライ(T) …… からだの大部分が黒色で、顔および四肢の一部に茶かっ色のかげりがあり、通常は、くび、胸、足、尾端に白色の部分があります。
- c) ブルーマール(BM) …… からだの大部分が青灰色の地に黒色のまだらがあり、トライと同じ位置に茶かっ色および白色の部分があるのが普通です。
- d) ホワイト(W) …… からだの大部分が白色のものをいいます。
- e) セーブルマール(SM) …… セーブルで単一のマール因子が遺伝したもの。

シェルティの毛色

- a) セーブル(S) …… コリーのセーブルと同じ毛色です。
- b) トライ(T) …… からだの大部分が黒色で、顔および四肢の一部に茶かっ色のかげりがあり、通常は、くび、胸、足、尾端に白色の部分があります。
- c) ブルーマール(BM) …… からだの大部分が青灰色の地に黒色のまだらがあり、トライと同じ位置に茶かっ色および白色の部分があるのが普通です。
- d) ブラック&ホワイト又はバイブラック(BW) …… 黒と白の二色、茶(タン)のマーキングがないもの。
- e) ブルーマール&ホワイト又はバイブルー(BB) …… ブルーマールと白の二色、茶(タン)のマーキングがないもの。
- f) セーブルマール(SM) …… セーブルで単一のマール因子が遺伝したもの。

記入上の注意

1. 両親犬のJ.C.C.No.は必ず書いて下さい。
2. 出産犬内訳欄は必ず正確に記入して下さい。
出産犬とは …… 生まれた子犬全部です。
死産とは …… 死んで生まれたものです。
登録前死亡 …… 生きて生まれてきたが登録するまでに死んだものです。
出産犬数から死産、除去、登録前死亡を除いた残りが一胎子犬登録を申請する子犬の数になります。
3. 子犬名は英大文字の活字体で、性別は「おす」→「めす」の順に記載して下さい。
4. 子犬名の欄には犬舎名を書かないで下さい。また、犬名は犬舎名を含めて、英文字で字間を含めて35字以内におさまるようにして下さい。
注. スムーズコリーは犬名の末尾に(SM)と記入願います。
5. 子犬のJ.C.C.No.欄は空白のままにして下さい。
6. 英文字の綴りは申請者の記載した通りに登録され、一度登録された犬名、犬舎名の変更は許されません。
毛色、性別などの登録後の訂正は、繁殖者の証明書、手数料などが必要になります。
7. 以前、登録された子犬名は再度の使用はできませんのでご注意ください。